

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)の設置及び維持に関する技術上の基準は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成16年5月31日消防庁告示第12号、以下「パッケージ型自動消火設備告示」という。)によるほか、次による。

1 主な構造

火災の発生を感知し、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備であって、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等、放出導管、受信装置等により構成される。(第3の6-1図参照)

2 補助散水栓の代替えとしてパッケージ型消火設備を設けることができる場合

パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物又はその部分については、パッケージ型消火設備告示第3括弧書きの規定にかかわらず、地階又は無窓階のうち省令第13条第3項各号に掲げる部分に限り、パッケージ型消火設備を設置することができる。(第3の6-2図参照)

3 同時放射区域

- (1) パッケージ型自動消火設備告示第4第1号に規定する「居室、倉庫等」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下、通路等の入所者(入院者)が常時出入りする場所及び倉庫、リネン室等の通常閉鎖されている場所であって、常時人の立入るおそれのない場所をいう。(第3の6-3図参照)
- (2) 同時放射区域が隣接する場合の防護面積($A \text{ m}^2 = L \text{ m} \times L \text{ C m}$)は、隣接する部分(壁、戸等により区画されない部分をいう。)に限り、 L 又は $L \text{ C}$ を0.6m長くすることができる。
 ア 一の居室、倉庫等を2の同時放射区域とする場合(第3の6-4図参照)
 イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合(第3の6-5図参照)
- (3) 隣接する同時放射区域の考え方及び防護区画の組み合わせ例(第3の6-6図参照)
- (4) パッケージ型自動消火設備告示第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接する区域等を全部含むものとする。
- (5) パッケージ型自動消火設備告示第4第6号(1)ただし書きに規定する「次の場合にあっては」とは、同規定中イ若しくはロ又はハのいずれかを満たす場合をいう。
- (6) パッケージ型自動消火設備告示第4第6号(1)イの例(第3の6-7図参照)
- (7) パッケージ型自動消火設備告示第4第6号(1)ハの例(第3の6-8図参照)

4 機器

パッケージ型自動消火設備は、パッケージ型自動消火設備告示に適合するもの又は認定品とする。

5 本体ユニット

本体ユニット(格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置(中継装置を設ける場合に限る。)等が収納されたものをいう。以下この項において同じ。)は、次による。

- (1) 設置場所等
 - ア 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設ける。
 - イ 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられている場所に設ける。▲
 - ウ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設ける。(本体ユニットが屋外型のものを除く。)
 なお、パッケージ型自動消火設備告示第5第8号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

- (ア) 第2屋内消火栓設備第2(1)イ(ア)aに定める不燃区画とした専用の室
- (イ) 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(常時閉鎖式のものに限る。)を設けた専用の室
- (ウ) 火災の発生のおそれの少ない場所(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた室)で、次のいずれかに該当するもの
 - a 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
 - b 廊下、通路その他これらに類するもの
- (エ) 主要構造部を準耐火構造とした建築物の屋上(本体ユニットが屋外型のものに限る。)
- (オ) 屋外(本体ユニットが屋外型のものに限る。)

(2) 機器

パッケージ型自動消火設備告示第11に規定する「受信装置」が防災センター等に設けられていない場合は、自動火災報知設備の受信機等に火災表示、作動表示及び故障表示を出力すること。▲

6 感知部

パッケージ型自動消火設備告示第5から第7までに規定する「感知部」には、点検時の誤作動を防止するため、自動火災報知設備の感知器と区別できる表示をすること。▲

7 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、パッケージ型自動消火設備告示第4、第5及び第8に規定するほか、次による。

(1) 設置位置等

- ア 防護区域と放出口の位置の関係は、当該機器の仕様書による。
- イ はり、たれ壁がある場合の放出口の設置は、当該機器の仕様書による。

(2) 機器

パッケージ型自動消火設備告示第8第1号ただし書に規定する「火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じないよう措置」とは、放出導管が、厚さ50mm以上のロックウール又は同等以上の耐熱性を有するものにより被覆されたものをいう。

(3) 放出口の設置を省略できる部分

パッケージ型自動消火設備告示第4第7号に規定する省令第13条第3項各号に掲げる部分は、第3スプリンクラー設備第6を準用する。

8 選択弁等

選択弁等は、パッケージ型自動消火設備告示第12に規定するほか、次による。

- (1) 選択弁等の直近に、選択弁である旨及び当該防護区域並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等を設ける。▲
- (2) 天井裏の部分に選択弁等を設ける場合は、容易に点検することができるよう点検口を設ける。▲

9 常用電源及び非常電源

非常電源及び配線等は、次による。

(1) 非常電源等

パッケージ型自動消火設備告示第13本文ただし書きに規定する「蓄電池設備」は、第23非常電源第6を準用する。

(2) 常用電源

常用電源は、パッケージ型自動消火設備告示第6第6号の規定によるほか、常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備第11(2)を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

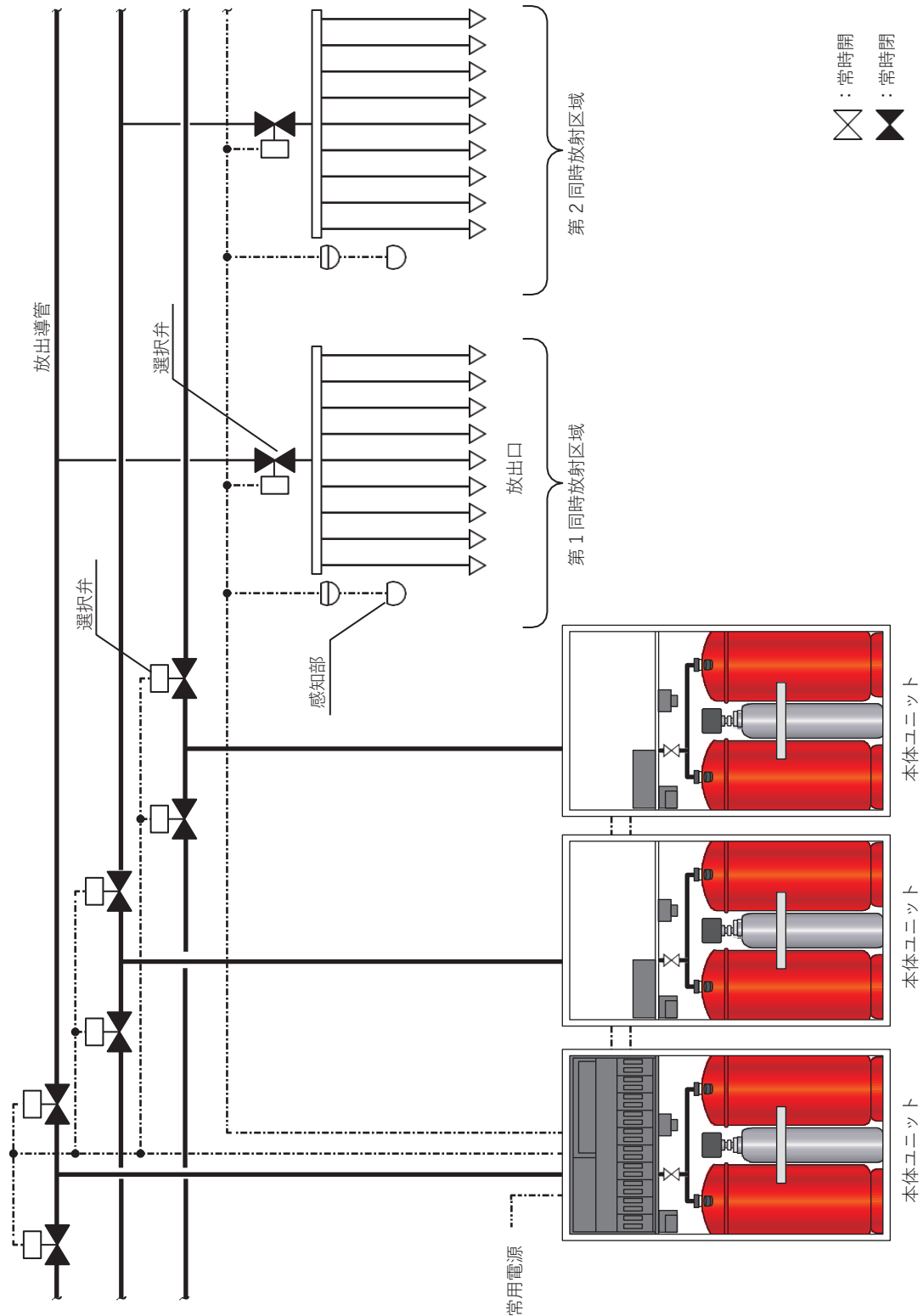
(3) 配線

パッケージ型自動消火設備告示第5第5号に規定する「配線」の例は、**第3の6-9図**のとおり。

なお、同号(3)に規定する「上記以外の配線」は、省令第24条第1号の例により設けるほか、第10自動火災報知設備第9(1)に掲げる配線を使用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

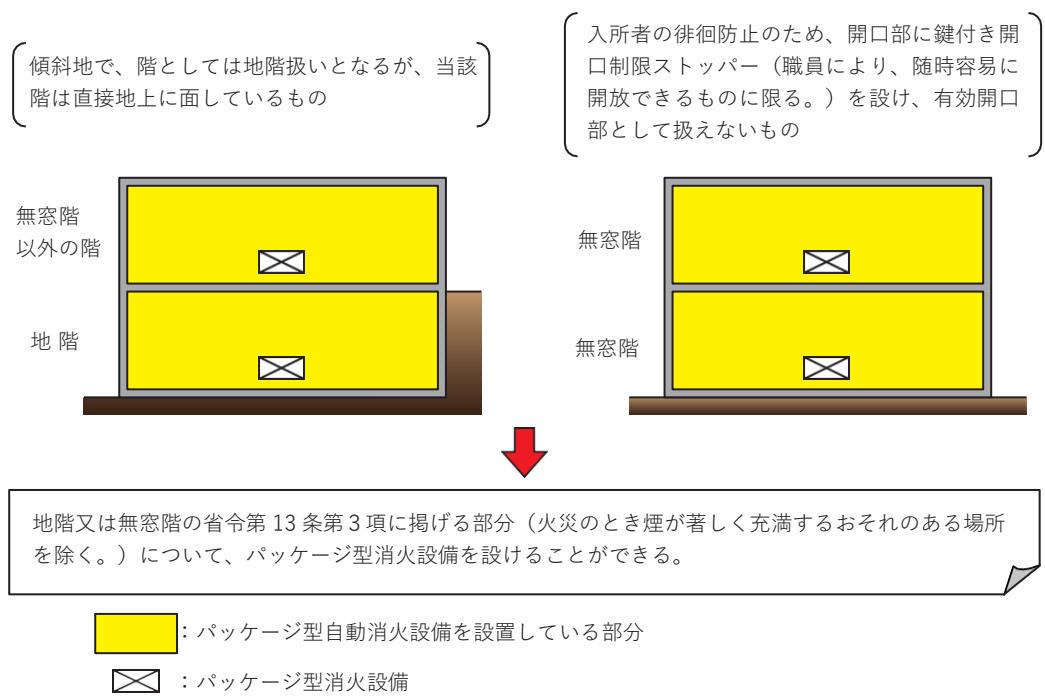
第3の6 パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型を用いるもの）



第3の6-1図

第4章 消防用設備等の技術基準

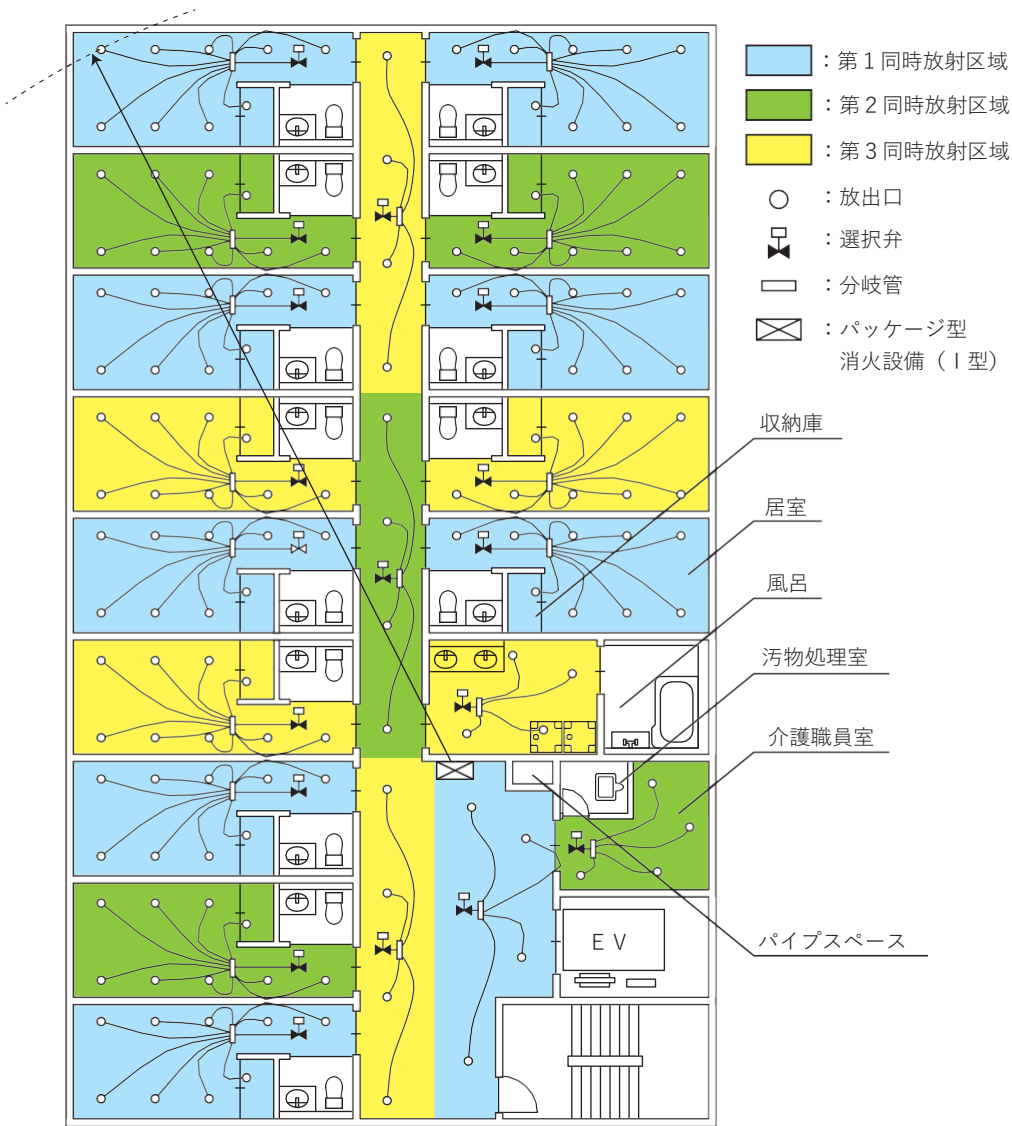
第3の6 パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型を用いるもの）



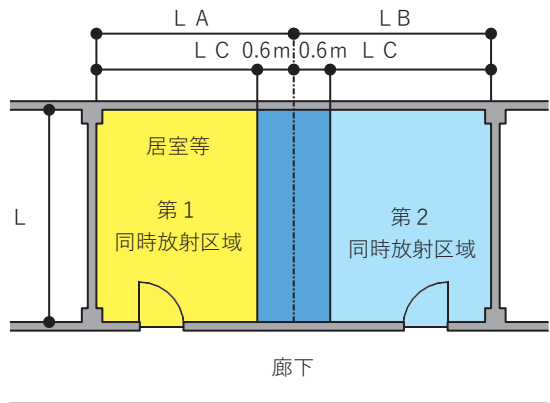
第3の6-2図

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型を用いるもの）



第3の6-3図



第1同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$

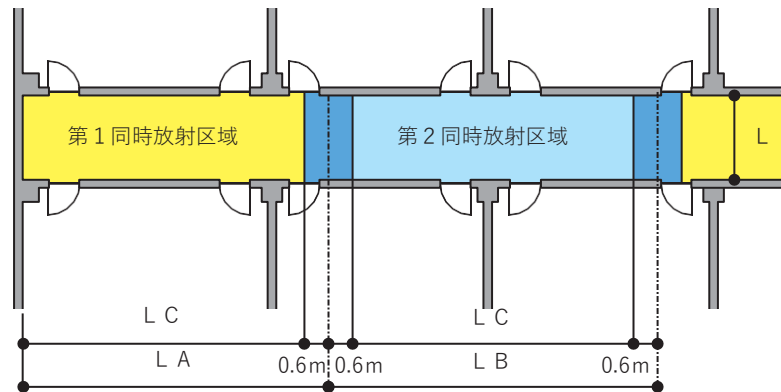
第2同時放射区域 $L \times L B = L \times (L C + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (L C + 0.6)$ とすることができる。

第3の6-4図

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)



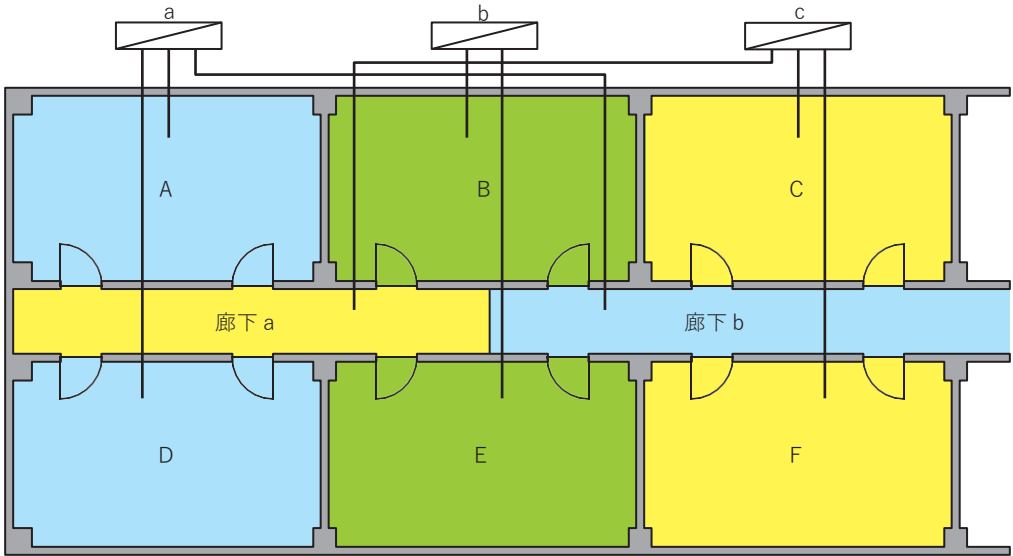
第1同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$

第2同時放射区域 $L \times L B = L \times (0.6 + L C + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ $L \times ((L C + 0.6)$ 又は $(0.6 + L C + 0.6))$ とすることができる。

第3の6-5図

(隣接する同時放射区域の考え方及び防護区画の組み合わせ例)



□ : 本体ユニット

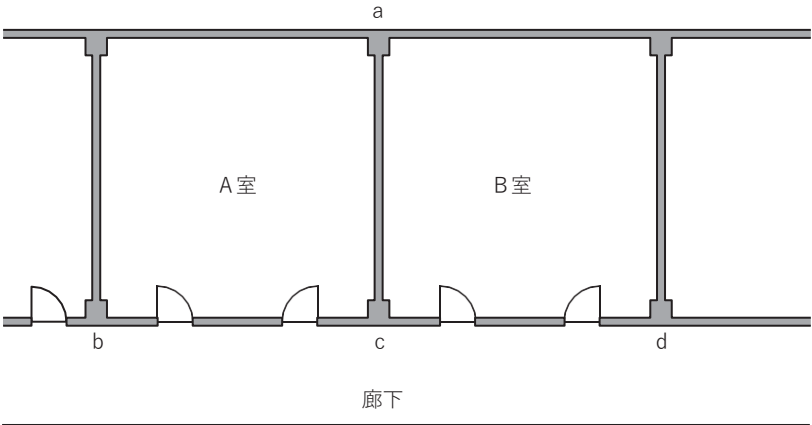
- 備考 1 廊下 a 及び b は、同時放射区域(13 m²)で区画した場合とする。
- 2 各室は、一の同時放射区域となっている。

第3の6-6図

第4章 消防用設備等の技術基準

第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

(隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共有する場合の取り扱い)

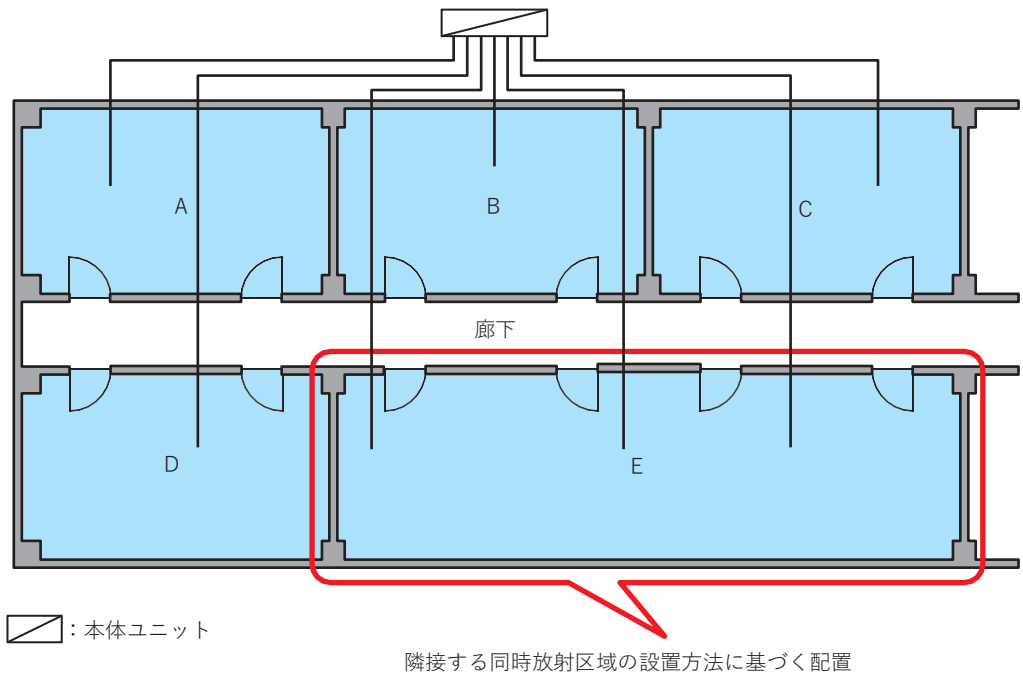


(1)	A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
(2)	A室とB室間において共用できない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合(例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。)
(3)	A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間 が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

第3の6-7図

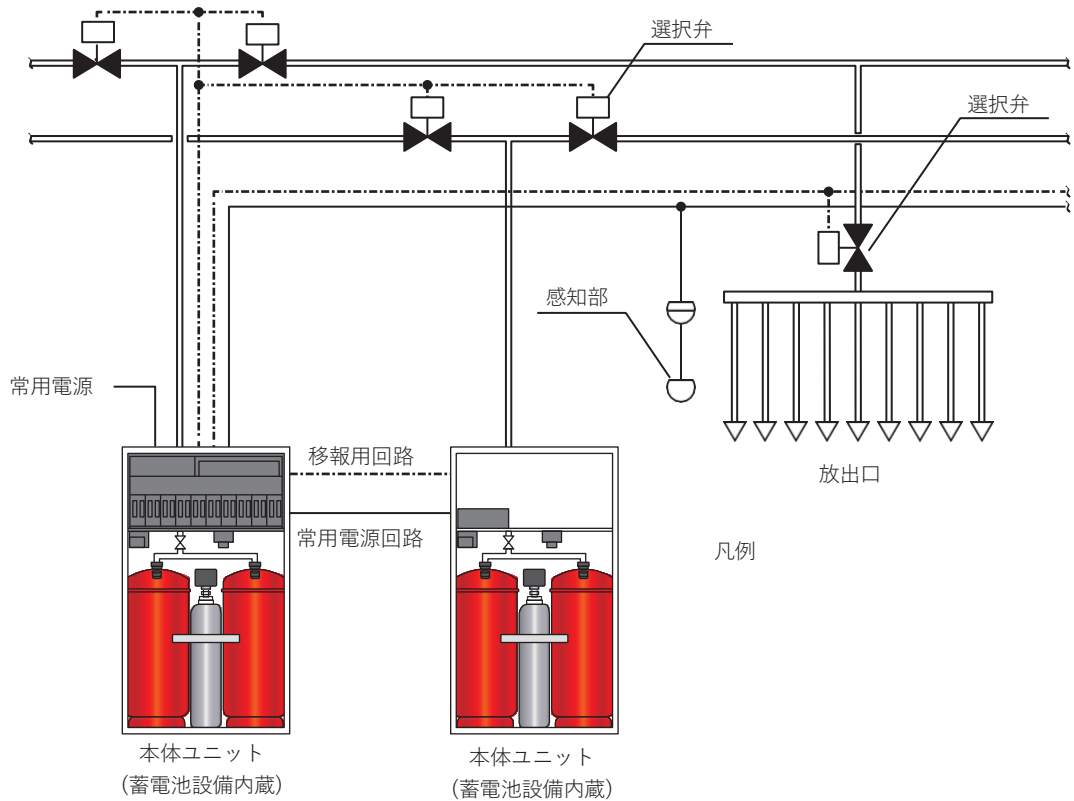
第4章 消防用設備等の技術基準
第3の6 パッケージ型自動消火設備(Ⅰ型を用いるもの)

(隣接する同時放射区域の設備を共有する場合の例) 基準面積 1,000 m²未満に限る



備考 1 E は隣接する 2 以上の同時放射区域が存在する場合とする。

第 3 の 6 - 8 図



第 3 の 6 - 9 図